

京都市告示第 3 1 6 号

道路法第 1 8 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類            市 道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
新道経 1 号 線	東山区小松町11番地の 8 地先から	旧	メートル 47.60	メートル 3.30 ~ 3.45
	同町569番地の 4 地先まで	新	47.60	3.33 ~ 6.70
大枝20号線	西京区大枝中山町 1 番地の400地先から	旧	34.70	3.15 ~ 4.70
	同町 1 番地の90地先まで	新	34.70	6.01 ~ 9.00

( 建設局土木管理部道路明示課 )